

## (2) 地域福祉活動への参加の促進

### 現 状 と 課 題

- 地域福祉活動は、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動など、さまざまな団体、個人やグループによって進められています。地域の課題や地域住民の生活上の課題の解決に取り組む地域福祉活動への市民の主体的な参加を促進していくことが求められています。
- 地域福祉活動の担い手不足や担い手の高齢化の問題が生じています。また、活動の担い手が女性中心となっており、男女共同参画の視点から男性の参加が求められています。ボランティア活動に参加するにはどうしたらいいかわからない人も存在します。団塊の世代が退職の時期を迎える今後、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実が必要です。
- サービスの受け手となる当事者やその家族も参加してみんなで支え合うという視点が大切です。当事者の地域福祉活動への参加の促進も求められています。
- 地域福祉活動をさらに発展させていくには、地域の取り組みと連携しながら青少年など若い世代の参加の促進を図っていくことが大切です。また、複数の大学が立地している条件を活かした大学との連携、商店街のコミュニティ形成機能を活かした商店街との連携を図っていくことも大切です。情報発信の充実も求められています。
- すべての地域住民が福祉活動に関心を持ち、自らの手で進め、共に生きる地域社会をつくり上げていくためには、人権意識や福祉意識を啓発していくことが大切な課題となります。

#### 実態調査から…

- 「ボランティア活動に参加してよかったと思うこと」として、「仲間や友人・知り合いが増えた」「地域での交流や連帯の大切さがわかった」などが上位を占めており、ボランティア活動が地域での交流に大きな役割を果たしていることがうかがえます。
- 一方で、「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「若い人の参加が少ない」「実際に活動している人が少ない」といった指摘が多くありました。

#### 地域検討会(地区の福祉を語るつどい)の意見から…

- 施設職員の地域福祉活動への参加を呼びかけてほしい
- 公務員の定年退職者はボランティアに参加してほしい
- 学生、高齢者のボランティア体験をもう少し多くしてほしい
- 地域福祉活動のボランティア養成講座をしてほしい

## 施策の方向

### 9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援

これからの地域福祉活動においては、特に男性の参加を増やしていくことが必要となります。働いている人が参加できるようにしていくことも必要です。また、団塊の世代が退職する平成19年（2007年）以降には、多くの人々が地域の活動に参加していく可能性が増大します。働いている人や団塊の世代などが、その知識・経験を活かして積極的に地域福祉活動の担い手となれるよう、社会福祉協議会と連携して地区福祉委員会等の活動メニューを充実するなど、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動への参加の仕方や進め方について学びたいと思っている人々のニーズに対しては、本市や社会福祉協議会ボランティアセンター等が実施する養成講座や技術講座への参加を促し、活動の担い手づくりとスキルアップを図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○		

### 10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発

就労している社会人がボランティア活動など地域福祉活動に参加しやすくなるように、関係機関・団体と連携して、ボランティア休暇の普及や取得の推進について、啓発していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手	○	○		○	

### 11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動への関心を広めながら、青少年が地域で活動できる場の整備に努め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援

ひとり暮らし高齢者が高齢者の見守り・声かけ訪問活動に参加したり、認知症高齢者が子どもの保育に携わったり、障害のある人が地域でサロンを開くなど、当事者が活動の担い手となることもできます。当事者や当事者組織が地域の活動に担い手として参加する機会を増やし、地域で新たな活動展開ができるよう、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、施設・事業所と連携して、支援を進めていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア				<input type="checkbox"/>	
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

13) 大学との連携による地域福祉活動の促進

本市は、複数の大学が立地している環境にあります。市内にある大学との連携・協力のもと、大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域福祉活動に活かすことができるよう、大学との連携を促進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	

14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援

商品の提供だけではなく、文化、健康、福祉などに関連するサービスや情報を提供したり、商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みや、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○		○	

### 15) 地域福祉活動のための情報発信

地域福祉活動の推進には、活動の内容を広く市民に知らせ、活動への参加を促す情報発信が欠かせません。地域福祉活動団体やグループが市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて協力・支援するとともに、新たな設置場所の確保に努めます。また、新たな媒体を活用しての情報発信等の可能性を検討していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

### 16) 人権意識・福祉意識の向上

地域においてすべての人々が豊かに暮らしていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが大切です。学校教育や生涯学習の取り組みを通じて人権意識・福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動における人と人との「つながり」づくりを通じて、お互いのことを理解し合い、すべての人々を社会の構成員として包み支え合うといったソーシャル・インクルージョンの理念を推進し、真にノーマライゼーションに基づいた共に生きる地域社会がつくられるよう、市民の人権意識・福祉意識の向上を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	<input type="checkbox"/>				

	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○